

広島県告示第九百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十一月四日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
竹原市新庄町中粉谷二〇六番一地从先から 東広島市河内町入野字東山二二三八番一 地先まで					
	一一・七〇〇 一一六・五〇〇	九・〇〇〇 七・〇〇〇 九・〇〇〇 一七・〇〇〇	一、〇四二・ 〇〇〇 八六〇・〇〇		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九〇七・〇〇 メートル